

郵送による療養費申請について

～前の保険者に医療費を返還した場合～

下記の必要書類が揃っているか、ご自身でチェックをしてお送りください。

国民健康保険療養費支給申請書（黄色の用紙） この案内の裏面に記入例があります。

申請者欄、振込先は世帯主になっていますか？

支給申請書は医療機関ごと、月ごとに1枚必要です。

支給申請書が不足する場合はコピーしてお使いください。

以前加入していた健康保険に医療費を返還した際の領収書（原本）

金融機関の振込用紙を使用して支払い、振込控えしかお手元がない場合は振込控えも可。

WEBより出力したものしかお手元がない場合、医療費返還先の保険者に領収書の発行を依頼してください。

医療機関に医療費を支払った際の領収書ではありません。ご注意ください。

国保加入前の保険者から交付された診療報酬明細書（レセプト）

封筒は開封せず、そのままご提出ください。

世帯主の身分証コピー

顔写真つき身分証の場合1点（免許証、パスポート、住基カード、マイナンバーカードなど）

顔写真なし身分証の場合2点（資格確認書、年金手帳、介護保険証、住民票など）

不備・不足がある場合、書類を返送させていただく場合がありますので、ご了承ください。

注意事項

- ・診療日の翌日から2年が経過すると、申請できなくなりますのでご注意ください。
- ・ご申請から支給まで約2か月かかります。
- ・その他ご不明点があれば、下記問い合わせ先までご連絡ください。



しんじゅく健康フレンズ

申請先・問い合わせ先

〒160-8484

東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号

新宿区 医療保険年金課 国保給付係

03-5273-4149（直通）